

# 共通仕様書

## 第1節 一般事項

### 1-1

#### 適用範囲

- 1 この仕様書は、公益財団法人横浜企業経営支援財団が施工する工事等の業務に適用する。
- 2 工事業務はそれぞれの種別に応じて本仕様書に定める仕様書に従い履行するものとする。
- 3 業務別仕様書に記載されている事項はこの仕様書に優先する。
- 4 工事施工に関して、本仕様書の記載が無い事項は、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」「電気設備技術基準」「内線規程」「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」「建築工事標準仕様書」「電気工事標準仕様書」「機械設備工事標準仕様書」各最新版に準拠すること。

### 1-2

#### 用語の定義

- 1 監督員とは、公益財団法人横浜企業経営支援財団担当職員をいう。
- 2 現場責任者とは、請負人が通知した現場責任者をいい、工事業務の指揮監督をするものをいう。
- 3 指示とは、監督員が請負人に対し工事業務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 4 承諾とは、請負人の発議により請負人が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- 5 協議とは、監督員と請負人が対等の立場で合議することをいう。

### 1-3

#### 法令の遵守

請負人は、業務の履行にあたり、作業に関する諸法規を遵守し、作業の円滑な進捗を図る。

### 1-4

#### 官公署その他

請負人は、業務に必要な官公署への手続きを速やかに行い、手続きに要する費用は請負人の負担とする。

### 1-5

#### 疑義の解決

請負人は契約に定める事項について疑義を生じた場合には、監督員と協議して解決するものとする。

### 1-6

#### 提出書類

- 請負人は業務着手前に以下の書類を監督員に提出する。
- (1) 契約書の写し
  - (2) 工事業務着手届出書
  - (3) 工事代金内訳書
  - (4) 現場代理人選任通知書
  - (5) 工程表
  - (6) 工事施工計画書（工事概要、緊急連絡網等）

## 第2節 現場管理

### 2-1

#### 現場責任者

現場責任者は業務の管理に必要な資格、知識及び経験を有する者とする。  
また、その資格を証明する資料を監督員に提出すること。

### 2-2

#### 日程管理

- 1 請負人は日程表に基づき適正な進捗に努めるものとする。
- 2 工事作業に先立ち、監督員と調整し詳細な日程表を作成し提出する。
- 3 請負人は日程に変更が生じるおそれのある場合には、監督員の承諾を受けるものとする。

### 2-3

#### 作業車の乗入れ

請負人は業務に伴う作業車等を工事場所へ乗入及び駐車を行う場合は、施設管理者の許可を受けることとする。

### 2-4

#### 利用への安全対策

- 1 請負人は作業にあたって、利用者に危険のないよう十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 工事作業が、施設等の利用者へ影響を及ぼすおそれがある場合には、バリケードやお願い板・注意標識などを設置し、利用者へ注意を促すようにすること。

### 2-5

#### 安全衛生管理

- 1 工事作業時の安全衛生に関する管理は、現場責任者が関係法令に従いこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合はこの者に協力する。
- 2 工事作業現場は常に整理整頓及び清掃を行う。
- 3 危険箇所の点検を行うときは、十分に注意して事故の防止に努める。

### 2-6

#### 事故発生時の処置

工事作業中に、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は、第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等を講じる。  
このとき、事故発生の原因及び経過、事故の被害の内容等について、速やかに監督員に報告しなければならない。

### 2-7

#### 現状復旧の義務

請負人は義務に伴う施設・器具等を、損傷させないように適切な方法で養生を行う。万一、損傷を与えた場合には速やかに監督員に連絡するとともに、その指示に従い請負人の負担において現状に復旧し報告するものとする。

### 2-8

#### 後片付け

請負人は請負業務の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

### 第3節 工事業務の完了

3-1

完了図書

請負人は、工事業務完了後、速やかに以下の完成図書を監督員に提出する。

- (1) 完成図書 2部  
(工事件名、目次、施工年月日、施工業者名を表記)  
(完成図、機器仕様書、試験成績表、取扱説明書、保証書等)
- (2) 施工写真(工事前、中、竣工。カラー) 2部
- (3) 電子データ 1式

3-2

業務の完了

請負人は、工事業務の完了後、速やかに以下の書類を監督員に提出する。

- (1) 工事業務完成届出書
- (2) 請求書

### 第4節 完成図書の作成要領

4-1

完成図書

完成図書は、工事業務の成果となるものであり、記録をまとめて作成し、監督員に提出する。

- (1) 工事担当者編成表
- (2) 工事材料等承諾願
- (3) 請負人選定通知書(現場代理人・主任技術者・監理技術者等)
- (4) 完成図
- (5) 発生材処分証明書類
- (6) 工事写真

4-2

作成要領

作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 完成図書は、記録を清書し、施設ごとに整理して1冊のファイルに綴じ込む。
- (2) ファイルはA4サイズとし、左綴じ左見開きとする。

4-3

表紙の記載

表紙は黒文字・横書きとし次の項目を記載する。

- (1) 年 度 実施年度を記載する。
- (2) 名 称 工事請負契約書と同じ名称にする。
- (3) 完成図書 「〇〇〇工事」
- (4) 年 月 日 完成図書提出年月日
- (5) 受託者名 施工業者名を記載する。

横浜情報文化センター積算熱量計7台交換工事  
特記仕様書

1-1	件名	横浜情報文化センター積算熱量計7台交換工事
1-2	工事場所	横浜市中区日本大通11番地（横浜情報文化センター）
1-3	工事期間	契約締結日から令和9年2月24日まで
1-4	工事の目的	積算熱量計の期限満了に伴う交換を行う。
1-5	現場責任者	現場責任者は、衛生設備、電気設備の取り扱いに精通した者とする。
1-6	設備機器	更新する機器の選定は、請負人が現地確認を行い、工事材料等承諾願書等で承諾を得ること。（現在取付機器等の仕様は、別表（積算熱量計一覧表）とする。）
1-7	交換部品	<p>交換部品及び工事内容、次のとおりとする。</p> <p>(1) 2階AC-021 羽式積算熱量計（保護管金具付） 冷水 検定品 電池式 EHDYH25S/EC3 パルス出力 1台 愛知時計</p> <p>(2) 2階AC-021 羽式積算熱量計（保護管金具付） 冷水 検定品 電池式 EHDYH20S/EC3 パルス出力 1台 愛知時計</p> <p>(3) 2階AC-024 羽式積算熱量計（保護管金具付） 冷水 検定品 電池式 EHDY40S/EC3 パルス出力 1台 愛知時計</p> <p>(4) 2階AC-025b 羽式積算熱量計（保護管金具付） 冷水 検定品 電池式 EHDYH20S/EC3 パルス出力 1台 愛知時計</p> <p>(5) 2階AC-025b 羽式積算熱量計（保護管金具付） 冷水 検定品 電池式 EHDYH20S/EC3 パルス出力 1台 愛知時計</p> <p>(6) 3階AC-034 羽式積算熱量計（保護管金具付） 冷水 検定品 電池式 EHDY40S/EC3 パルス出力 1台 愛知時計</p> <p>(7) 10階AC-101 羽式積算熱量計（保護管金具付） 冷水 検定品 電池式 EHDY40S/EC3 パルス出力 1台 愛知時計</p> <p>(8) 機器取付費 1式 熱量演算器取付、機器交換配管工費（流量計・温度センサー） アスベスト含有パッキン撤去費、結線費、撤去費、雑工事</p> <p>(9) 試運転調整費及び動作確認費 1式</p> <p>(10) 交通運搬費 1式</p> <p>(11) 産業廃棄物処理費 1式</p> <p>(12) アスベスト含有物処分費 1式</p> <p>(13) 雑材料・消耗品類及びその他（本工事に必要なもの） 1式</p>

1-8

適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本工事は、契約書及び本仕様書に基づき、財団の指示により施工すること。

また、本仕様書は、工事の基本的内容について定めるものであり、仕様書に明記されない事項であっても、本工事は目的達成のために必要な設備等又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

1-9

疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は(公財)横浜企業経営支援財団(甲)と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、議事録を提出すること。

1-10

現場の施工

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 工事の施工について

ア 本工事は、横浜情報文化センターの施設管理者と十分打ち合わせを行い、テナントや利用者に迷惑が掛からないように施工すること。

イ 工事図面、設計書等は、参考図のため現地確認は必ず行うこと。

(2) 安全管理

ア 工事の施工にあたっては常に最新の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。

イ 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。

ウ 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告をすること。

エ 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。

オ 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講ずること。

カ 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願を提出し、承諾を得ること。

キ 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。  
ク パッキン等には、アスベストが含まれているため、官公庁への届け出及び適切な処分を行うこと。

また、マニフェスト等の書類を提出すること。

(3) 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、備品の移動等が生じた場合は、写真等を取り、作業完了後は、速やかに復旧に努めること。

(4) 試運転調整及び動作確認

工事完成後、試運転調整及び動作確認を行うこと。

(5) 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

(6) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(7) 工事終了後の措置

ア 設置した積算熱量計が中央監視システムと正常に連動していることを確認すること。また、確認に当たっては日本電技株式会社にデータ記録を提供して行うこと。

イ 工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

(8) その他

ア 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。

イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。